

グループウェアシステム導入業務公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の背景・経緯

琴浦町が全庁的に運用しているグループウェア（サイボウズOffice パッケージ版）は、令和8年9月にメーカーによるライセンスの販売終了が予定されており、琴浦町の現行ライセンスも同年12月末をもって有効期限が満了する。

グループウェアは日常業務の円滑な遂行に不可欠な情報共有基盤であり、職員が安全かつ安定して利用できる環境を途切れることなく確保する必要があるため、本事業により次期システムへの刷新を行う。

2. 事業の目的

本事業は、現行システムの老朽化およびサポート終了への対応を契機とし、庁内の情報共有基盤を新たに構築することを目的とする。

次期システムの導入にあたっては、職員の円滑な利用開始に配慮しつつ、近年の行政需要の変化に対応できる最新の機能を備えたシステムを選定する。これにより、組織内のコミュニケーションの活性化、情報伝達の確実性の向上、およびペーパーレス化等の推進を図り、全庁的な業務効率の向上と事務負担の軽減を実現する。

3. 業務概要

(1) 業務名

グループウェアシステム導入業務

(2) 業務内容

別添「グループウェアシステム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

ア システム構築期間：契約締結日（令和8年8月中旬頃）から令和8年11月30日まで

イ 運用保守業務（システム利用期間）：令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（60ヶ月間）

4. 提案上限額

総額：22,968,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

月額：382,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

(1) 金額の構成について

本提案上限額は、新システムの利用開始月（本番稼働月）から60ヶ月間の利用にかかる一切の費用の総額、および月額の限度額とする。見積りには、システムの初期導入にかかる費用（環境構築費、初期設定等）、月額ライセンス費用、保守運用費用などに

加え、リース料等の諸経費をすべて含めること。

(2) 支払い条件について

本業務にかかる費用は、60ヶ月（5年間）のリース契約（または割賦契約・サービス利用契約）による月額均等払いとする。

提案事業者は、リース料率等を含めて算定した「月額費用」および「60ヶ月分の総額」を価格提案書に記載すること。なお、総額または月額のいずれかが上記の提案限度額を超過した提案は無効（失格）とする。

(3) 契約形態および見積書の作成について

本調達にはリース等の月額均等払いを想定しているため、見積書の作成にあたっては、提案事業者（または提案事業者が指定するリース事業者）が設定するリース料率等を用いて月額費用を算定すること。

5. 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という）に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、琴浦町及び他の公共機関（国、地方公共団体等）から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (5) 琴浦町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 提案するシステムについて、国や地方自治体への導入実績を有すること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、琴浦町競争入札参加資格申請書類を本プロポーザル参加申請を提出するまでに7の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に7の(2)の場所に必ず連絡すること。

6. 日程

調達公告	令和8年6月16日(火)
参加表明書作成等質問書提出期限	令和8年6月23日(火)午後5時
参加表明書作成等質問書回答	令和8年6月25日(木)までに順次回答
参加表明書提出期限	令和8年6月26日(金)午後5時
参加表明書審査結果通知	令和8年6月30日(火)までに通知
企画提案書作成質問書提出期限	令和8年7月7日(火)午後5時
企画提案書作成質問書回答	令和8年7月9日(木)までに順次回答
企画提案書提出期限	令和8年7月17日(金)午後5時
一次審査結果通知	令和8年7月24日(金)
二次審査プレゼンテーション	令和8年7月27日(月)以降を予定
審査結果通知	令和8年8月上旬予定
契約締結	令和8年8月中旬予定
システム構築開始	契約締結後、速やかに開始
運用開始	令和8年12月1日(火)

7. 手続き等

(1) 手続き等に関する問合せ・提出先

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町総務課 DX・防災推進室

電話：0858-52-2111 ファクシミリ：0859-49-0000 mail:soumu@town.kotoura.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町総務課施設管理室

電話：0858-52-2111 ファクシミリ：0859-49-0000 mail:soumu@town.kotoura.tottori.jp

(3) プロポーザル実施要領等の交付

プロポーザルに関する交付資料は、琴浦町ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年6月16日(火)から同年7月17日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

7の(1)の場所

(4) プロポーザル参加者に要求される事項

プロポーザル参加者は、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8. 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月26日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

項番	提出書類	提出部数、留意事項
1	参加表明書【様式第1号】	1部 ※押印すること
2	公募型プロポーザル参加資格確認書【様式第2号】	1部 ※押印すること
3	会社概要及び業務実績【様式第4号】	1部 ※類似業務実績が確認できる書類の写しを添付すること
4	会社案内(パンフレット等)	1部

(3) 提出方法

7の(1)に記す提出先へ持参又は書留郵便による郵送(期限必着)にて提出すること。

(4) 参加表明書作成等に係る質問の取扱い

ア 質問の受付

プロポーザル参加表明に関する質問は、質問書(様式第5号)を作成し、電子メールを利用して提出することとし、原則として訪問や電話による質問は受け付けないものとする。なお、企画提案書作成に関する質問の提出期限は別途設けるものとするが、参加表明書提出期間中においても随時提出して構わない。

イ 提出期限

令和8年6月23日(火)午後5時まで

ウ 提出先

7の(1)の場所

エ 質問に対する回答

質問のあった事項については、質問者に電子メールを利用して直接回答するほか、回答状況を琴浦町ホームページで令和8年6月25日(木)までに随時公開する。

(5) 参加表明の審査結果について、令和8年6月30日(火)までに通知する。

9. 企画提案書作成及び提出方法

(1) 企画提案書提出書類

参加表明書を提出し、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を紙媒体で提出すること。また、該当する書類をデータ化し、CD-R又はDVD-R1枚に保存したものを、併せて提出すること。

項番	提出書類及び様式	提出部数、留意事項等
1	企画提案書提出書【様式第3号】	1部 ※押印すること
2	企画提案書	社名有版：1部 社名無版：1部
3	価格提案書【様式第6号】	1部 ※押印すること

ア 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時まで

イ 提出方法

7の（1）に記す提出先へ持参又は書留郵便による郵送（期限必着）にて提出すること。

（2）企画提案書作成要領

ア 30ページ以内で作成すること（別紙はページ数に含めない。）。

イ 企画提案書は、目次及びページ番号を付与（表紙、目次はページ数に含めない。）して2部作成することとし、うち1部は提案書中に社名が表示されないよう措置すること。

ウ 原則としてA4判（縦・横の向きは不問）の両面印刷とするが、図表やリスト等についてはA3判以上（A4判に折込むこと。）も可とする。

エ 文字サイズ、フォントは指定しないが、見やすいものとする。

オ 本仕様書に基づき、どのような意図で提案したのかを分かりやすく記載すること。

カ 専門知識を有しない者が理解しやすい表現とし、図や表等を適宜使用すること。

（3）企画提案書作成等に係る質問の取扱い

ア 質問の受付

企画提案書等の作成及び提出に関する質問は、質問書（様式第5号）を作成し、電子メールを利用して提出することとし、原則として訪問や電話による質問は受け付けないものとする。

イ 提出期限

令和8年7月7日（火）午後5時まで

ウ 提出先

7の（1）の場所

エ 質問に対する回答

質問のあった事項については、質問者に電子メールを利用して直接回答するほか、回答状況を琴浦町ホームページで令和8年7月9日（木）までに随時公開する。

10. 第一次審査

プロポーザルへ参加表明し、かつ、琴浦町が参加資格を満たすと認めた者が3社を超えた場合は、企画提案書等について評価し、3社を選出する。ただし、参加資格を満たすと認めた者が3社を超えない場合は、全ての者が第二次審査への参加者とする。

11. 第二次審査

第二次審査への参加者として選出された者は、審査委員会の委員を集めて実施するプレゼンテーションにより提案説明を行うこととし、審査委員会の委員は、その説明を聞いた上で最終的な評価を行うものとする。

なお、説明の機会において、企画提案書等以外の資料を使用してもよいが、企画提案書等以外の資料及び提案内容は評価の対象とはしない。

また、プレゼンテーションの実施方法は概ね次のとおりとするが、最終的に決定されたプレゼンテーションの実施時間、場所等については、提出された書類の審査の結果とともに、令和8年7月24日（金）までに通知する。

(1) 実施時期

令和8年7月27日（月）以降を予定

(2) 場所

琴浦町役場本庁舎 または Web 会議システム（ZOOM を想定）

(3) 実施方法

プレゼンテーションは一提案につき30分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設けることとする。

役場本庁舎でプレゼンテーションを行う場合は、プロジェクター、スクリーン及び電源については琴浦町が用意するものとするが、パソコンは提案事業者が持参すること。

オンラインでプレゼンテーションを行う場合、Web 会議には琴浦町のライセンスにより招待するが、必要なパソコン、通信回線等は提案事業者が準備すること。

12. 審査方法

企画提案書及び見積価格の評価は、評価要領に基づき評価を行う。なお、評価項目及び配点は下表のとおりである。

区分	評価項目	配点（満点）
企画提案書	システムの機能・操作性	75点
	運用・保守・サポート業務	15点
価格提案書	価格提案	10点
	合計	100点

13. 最優秀提案事業者の選定及び通知

(1) 提案上限額の範囲内の価格提案書を提出した者であって、内容評価点、及び価格評価点を合計した総合点が最も高い者を最優秀提案事業者に選定して、その旨を通知する。

(2) 最優秀提案事業者とならなかった者に対して、その旨を書面で通知する。なお、通知を

受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（土、日曜日及び祝日を除く。）に、書面（様式自由）により、最優秀提案事業者とならなかった理由について説明を求められることができる。

14. 契約の締結

最優秀提案事業者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、企画提案書等の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

15. 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

(2) 著作権の取扱い

ア 最優秀提案事業者の企画提案書に係る著作権については、提案事業者に帰属するものとする。ただし、琴浦町が、本件の報告のほか、説明及び公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

イ 最優秀提案事業者に選定されなかった提案事業者の提案書に係る著作権は、提案事業者に帰属するものとする。

ウ 琴浦町は提案事業者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(3) 企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

16. 情報公開の取扱い

(1) 提案事業者は、提出書類及び提案書が琴浦町情報公開条例（平成16年条例第10号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出するものとする。

(2) 提出書類は、琴浦町情報公開条例に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、琴浦町は、提案事業者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

17. 留意事項

(1) プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、提案事業者の負担とする。

(2) 参加表明における参加資格確認書で宣誓した内容に虚偽があることが発覚した場合、直ちにプロポーザルへの参加資格を失うものとする。また、本業務の委託契約を締結した後においては、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので、留意

すること。